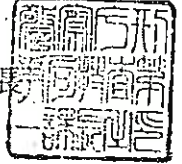


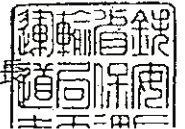
平成11年9月22日

覚 書

警察庁刑事局捜査第一課長



運輸省鉄道局保安車両課長



運輸省鉄道局長の指示により設置される鉄道事故調査検討会の運用は下記によることを確認し、警察庁と運輸省は、すみやかにこの趣旨を徹底させ、平成11年9月22日から実施することを申し合わせる。

記

- 1 鉄道事故調査検討会（以下「検討会」という。）は、鉄道事故の再発防止を目的として事故原因の調査・分析を行う。
- 2 運輸省鉄道局保安車両課は、特異・重大な鉄道事故が発生し、検討会を召集するに際しては、警察庁刑事局捜査第一課に連絡することとする。  
警察庁刑事局捜査第一課は、都道府県警察に対して、検討会の鉄道事故調査（以下「調査」という。）の実施について調整を図るものとする。
- 3 検討会は、警察の捜査に支障を及ぼさない範囲内で、事故現場への立入り、写真撮影等の調査活動を行うものとする。
- 4 警察庁と運輸省は、それぞれの業務の目的を尊重し、円滑な捜査及び調査を行うための必要な事項について、適宜協議検討を行うものとする。